

佐賀県告示第 159 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 52 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する個人の事業税の納期のうち第 1 期については、令和 3 年度に限り、同項の定めによらず、当該納期を 9 月 11 日から同月 30 日までとする。

令和 3 年 5 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義